

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|-----------|---------------|---------------------------------------|-----|---|--|------------------------------------|-----------|----|
| 1 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | — | 所内常設直流電源設備(3系統目)の容量に関しては、本年3月に基盤課から発出された解釈の文書を踏まえ、事業者としてどのような整理を行ったか説明すること。 | 基盤課から回答を頂いた解釈の文書に沿って、直流駆動低圧注水系を所内常設直流電源設備(3系統目)の負荷として見込まない考え方について整理した。 | O2DS-1-1:21, 22 O2DS-2-2:57-7-1 | 2023/8/23 | |
| 2 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | — | 固化方式の変更等、今回の廃棄物処理の関係で既許可の変更範囲と変更理由及び変更事案毎に適合性を確認する条文について整理したうえで説明すること。 整理においては、先行事案の確認も行うこと。 | 先行事案である「東海第二発電所の圧縮減容装置の設置」の基準適合性の確認を参考に、適合性を確認する条文、本文及び添付書類の変更の有無について整理した。 | O2DS-1-1:26, 34~39 O2DS-4-2:添付1 | 2023/8/23 | |
| 3 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 3 | 直流駆動低圧注水系の供給元について明確化すること。 | 250V直流主母線盤に接続されているSA設備が、直流駆動低圧注水ポンプである旨の注釈を追記した。 | O2DS-1-1:3 | 2023/8/23 | |
| 4 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 7 | 先行プラントと同様に既許可の火災対策方針との相違について比較表で示すこと。 | 先行プラントと同様に既許可の火災対策方針との相違について比較表で示した。 | O2DS-1-1:7,8 | 2023/8/23 | |
| 5 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 8 | 先行プラントと同様に「特に高い信頼性を有する直流電源設備を設置するため、安全重要度分類クラス1相当で設計すること」について記載を整理すること。 | 所内常設直流電源設備(3系統目)は、特に高い信頼性を有する直流電源設備とするため、安全機能の重要度分類クラス1相当の設計とする旨追記した。 | O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3 | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|-----------|---------------|---------------------------------------|-----|--|---|--|-----------|----|
| 6 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 8 | 【SA2系統目】の対象設備として充電器を含めている理由について説明すること。 | 【SA2系統目】の対象設備として充電器を含めている理由について、注釈で補足説明を加えた。 | O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3 | 2023/8/23 | |
| 7 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 8 | 第41条火災の対応として影響軽減対策があるが、これはDB(第8条)の要求である。基準適合の説明として整合していないため、先行プラントの整理を参考に適正化を図ること。 | 表1-2について、先行プラントの整理を参考に縦軸の条文の記載を削除した。 | O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3 | 2023/8/23 | |
| 8 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 8 | 表1-2について、横軸に設計基準対処施設と重大事故等対処施設が記載されているが、縦軸は重大事故等対処施設の条文のみ記載されているため、先行プラントと同様に縦軸の条文を削除すること。 | 表1-2について、先行プラントの整理を参考に縦軸の条文の記載を削除した。 | O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3 | 2023/8/23 | |
| 9 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 10 | 各階における変更前後の機器の配置について比較図等による分かりやすい説明を行うこと。 | 各階における変更前後の機器の配置について比較図を追加した。 | O2DS-1-1:11,45~48 | 2023/8/23 | |
| 10 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 12 | 電源容量設定の考え方及び算出根拠について説明すること。 | 第3直流電源設備用125V代替蓄電池は125V代替蓄電池と同容量である旨記載するとともに、算出根拠の詳細として負荷曲線を用いた説明を追記するなど記載を適正化した。 | O2DS-1-1:13,14 O2DS-2-2:57-6-2~ 57-6-6 | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|-----------|---------------|---------------------------------------|-----|---|---|---|-----------|----|
| 11 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 12 | 負荷切り離し作業について、手順上は15分となっているが、作業時間30分を想定した負荷の積み上げ根拠について説明すること。 | 容量計算では480分に30分の裕度を考慮し510分給電を継続するものとしており、実運用では8時間以内に負荷切離し作業時間(15分)を実施する旨明確化した。 | O2DS-1-1:13,14 O2DS-2-2:57-6-2, 57-6-6 | 2023/8/23 | |
| 12 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 22 | 固化材の変更だけではなく、処理方法の変更についても明確化すること。 | 今回の申請範囲を以下の3項目に分類し明確化した。 ①2号炉設置の固化装置について、固化材をプラスチックからセメントに変更 ②固化装置について、1号炉との共用を取り止め ③浄化系沈降分離槽から固化装置への処理プロセスを削除 | O2DS-1-1:24 | 2023/8/23 | |
| 13 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 25 | 第27条二項が要求事項として示されているが、今回の変更申請範囲として確認する必要があるか再整理すること。 | 第27条解釈で、「液体状の放射性廃棄物」とは、液体状の放射性廃棄物及び液体にスラッジ等の固体が混入している状態のものをいう。」とされている。固化装置では、濃縮廃液等(「液体にスラッジ等の固体が混入している状態のもの」)を取り扱うため、対象条文として整理した。 | O2DS-1-1:38 O2DS-4-2:添付1-10, 添付1-24, 添付1-38 | 2023/8/23 | |
| 14 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 25 | 第28条の設計方針として、貯蔵槽類、固体廃棄物貯蔵所、雑固体廃棄物保管室の設置について記載されているが、確認対象が整理すること。 | 第28条の設計方針を整理し、貯蔵槽類、固体廃棄物貯蔵所、雑固体廃棄物保管室の設置について、本申請における対象範囲であるか否かを明確化した。 | O2DS-1-1:39 O2DS-4-2:添付1-11, 添付1-24～添付1-25, 添付1-38 | 2023/8/23 | |
| 15 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 27 | 変更後のセメント固化装置の系統図に浄化系沈降分離槽の扱いの変更内容を示し説明すること。この際に変更範囲(赤枠)についても適切な範囲を示すこと。 | 変更後のセメント固化装置の系統図に、1号炉との共用取り止め及び浄化系沈降分離槽の処理プロセス削除を反映し、変更範囲を見直した。 | O2DS-1-1:25 | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|-----------|---------------|---------------------------------------|-------|---|---|---|-----------|----|
| 16 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 27,28 | 浄化系沈降分離槽について、固化装置による処理を 削除することは既許可の変更にあたるため、変更され る範囲を明確にしたうえで、27条、28条の適合として 確認する範囲を整理して説明すること。 | 浄化系沈降分離槽の固化処理プロセス削除につい て、第27条と第28条への適合性について再整理した。 | O2DS-1-1:38, 39 O2DS-4-2:添付1-10～ 添付1-11, 添付1-24～ 添付1-25, 添付1-37～ 添付1-38 | 2023/8/23 | |
| 17 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 27,28 | 今回の申請の内容は、固化方式の変更の他、浄化系 沈降分離槽の処理プロセスの変更等も含まれるが、 変更理由としてそれらが明示されていないため、変更 理由の適切性について説明すること。 | 今回の申請範囲を以下の3項目に分類し明確化し た。 ①2号炉設置の固化装置について、固化材をプラス チックからセメントに変更 ②固化装置について、1号炉との共用を取り止め ③浄化系沈降分離槽から固化装置への処理プロセス を削除 | O2DS-1-1:24 | 2023/8/23 | |
| 18 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 28 | 1号炉との共用取り止めにあたりどのような手続きが 必要か説明すること。 | 1号炉廃止措置計画認可申請書の「本文第4-2 表 廃止措置対象施設」、「本文第10-3 図 解体工事準 備期間の放射性固体廃棄物の処理フロー」などに、プ ラスチック固化装置の記載がある。 今回の変更に伴い共用を取り止めるため、当該記載 を削除する必要があることから、原子炉等規制法第 十二条の六第三項に基づき、1号炉廃止措置計画認 可申請書の変更手続きを行う。 | - | 2023/8/23 | |
| 19 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 28,29 | 1号炉との共用の取り止めとあるが、そもそも1号炉と 2号炉にどのような廃棄物処理設備があり、どのよう な処理運用を行っていて、今回の変更申請でどのよう に見直すのか説明すること。 | 1号炉と2号炉の廃棄物処理設備と今回の変更内容 について説明する資料を追加した。 | O2DS-1-1:40 | 2023/8/23 | |
| 20 | 2023/7/25 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 29 | 各廃棄物の発生起源(どこでどのように発生するか) 及び廃棄物発生量に対して、今回設置するセメント固 化装置の仕様を示し処理可能であることを説明するこ と。 | 各廃棄物の発生起源及び廃棄物発生量に対して処 理可能であることを説明する資料を追加した。 | O2DS-1-1:40, 41 | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|-----------|---------------|---|-----------|---|---|--|-----------|----|
| 21 | 2023/8/23 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-7-1-11 | 所内常設直流電源設備(3系統目)の容量に関する直流駆動低圧注水系を不要とする考え方について、基準要求適合の観点で整理すること。 | 原子力規制庁からの「所内常設直流電源設備(3系統目)の電源容量に関する要求事項」の回答を踏まえ、当社の解釈を再整理した。 | O2DS-2-2:57-7-1-11 | 2023/8/29 | |
| 22 | 2023/8/23 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-7-1-11 | 「(2)原子力規制庁の回答を踏まえた対応」における①②の記載について、規制庁の回答ではないため、位置付けに関する表現を見直すこと。 | ①②については、電力の解釈であることを明記した。また、第57-7-1-2図における記載について、「要求事項」⇒「対応事項」と見直した。 | O2DS-2-2:57-7-1-11,12 | 2023/8/29 | |
| 23 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉原子炉設置変更許可申請の概要について | — | 廃止措置計画の変更申請と固化装置の許認可・工事スケジュールの関連性がわかる資料を追加すること。 | 廃止措置計画の変更手続きと固化装置の許認可・工事スケジュールの関連性について説明する資料を追加した。 | O2DS-4-2:添付3 | 2023/8/29 | |
| 24 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉原子炉設置変更許可申請の概要について | 24 | 申請書の変更理由について、要求事項へ適合するための設計方針の内容を踏まえ整理すること。 | 今回の申請範囲を踏まえ、申請書の変更理由について適正化を図る。また、審査資料のタイトル等についても適正化を図った。 | O2DS-1-1:表紙, 1, 23, 24 O2DS-4-1:表紙 O2DS-4-2:表紙 | 2023/8/29 | |
| 25 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉原子炉設置変更許可申請の概要について | 24 | 固化材をプラスチックからセメントに変更する理由を記載すること。 | 火災防護の観点から固化材を可燃物であるプラスチックから不燃物であるセメントに変更する旨が分かるよう、記載を明確化した。 | O2DS-1-1:24 O2DS-4-2:1 | 2023/8/29 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|-----------|---------------|---------------------------------------|-----|--|---|---|-----------|----|
| 26 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 25 | 固化材の変更等に伴い使用を取り止める配管の処置 について、設工認での位置づけも念頭に置いたうえで 再整理し、条文適合性の説明についても見直しを図 ること。 | 固化材の変更等に伴い使用を取り止める配管につい ては、撤去する方針とし、資料に反映した。 | O2DS-1-1:25, 34~37 O2DS-4-2:11, 添付1- 16~添付1-20, 添付1- 22, 添付1-25~添付1- 29, 添付1-31 | 2023/8/29 | |
| 27 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 28 | 「貯蔵保管」および「貯蔵」の意味と使い分けについ て、まとめ資料で補足すること。 | 設置変更許可申請書における「貯蔵保管」および「貯 蔵」の定義および使い分けについて説明する資料を 追加した。 | O2DS-4-2:添付5 | 2023/8/29 | |
| 28 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 28 | 変更理由毎の色分けについて、識別しやすい色に見 直すこと。 | 色分け部分について、視認性を考慮して色を修正し た。 | O2DS-1-1:27, 28, 32 O2DS-4-2:5 | 2023/8/29 | |
| 29 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 28 | 申請書及び審査資料におけるセメント固化式固化装 置の記載について、1号炉設置分と2号炉設置分の識 別が適正であるか再確認すること。 | 申請書及び審査資料全体を通して、1号炉設置分と2 号炉設置分のセメント固化式固化装置について識別 が明確になるよう適正化を図った。 | O2DS-1-1:全般 O2DS-4-2:全般 | 2023/8/29 | |
| 30 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 32 | 設置許可基準規則第十条(誤操作の防止)の観点に ついて、閉止等の措置にどのように反映しているの か、まとめ資料に追記すること。 | 共用を取り止める配管については、撤去する方針と し、設置許可基準規則第10条に係る適合性につい ては、対象となる設備自体がなくなることから確認対象 外と整理し、条文適合性の説明に反映した。 | O2DS-1-1:36 O2DS-4-2:添付1-18, 添付1-27 | 2023/8/29 | |
| 31 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 33 | 添付書類九「第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量」に ついて補足説明する資料をまとめ資料に追加するこ と。 | 添付書類九「第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量」に ついて、表の解説及び変更内容を説明する資料を追 加した。 | O2DS-4-2:添付4 | 2023/8/29 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---------------------------------------|-----|---|---|--------------------------------------|------------|----|
| 32 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 38 | 第27条第1項「②共用取り止め」の設計方針の記載について、1号炉の廃棄物は1号炉側の固化装置で引き続き処理可能である旨が分かるよう適正化を図ること。 | 当該箇所の設計方針の記載に関して適正化を図った。 | O2DS-1-1:38 O2DS-4-2:添付1-21 | 2023/8/29 | |
| 33 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 41 | まとめ資料における作業員の被ばくに関する影響評価と、第30条第1項第1号の設計方針の記載について整合を再確認し、必要に応じて適正化を図ること。 | 以下の観点から、現状の記載は適切であることを確認した。 ・第30条第1項第1号の設計方針に従い、セメント固化式固化装置は、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるよう、遮蔽設計、機器の配置及び遠隔操作可能な設計とする。 ・このことから、放射線業務従事者が被ばくする可能性のある作業は、セメント固化処理後のドラム缶搬出サーベイ時であり、当該作業時の固化材変更前後の被ばくについて、同等であることを確認した。 | — | 2023/8/29 | |
| 34 | 2023/8/23 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について | 44 | 浄化系沈降分離槽での貯蔵可能期間について、先行審査も確認したうえで適切な期間を示すこと。 | 先行審査(島根2号, 東海第二, 柏崎刈羽1~7号)においても、具体的な貯蔵可能期間を示しているわけではなく、「当面の間貯蔵が可能」「長期貯蔵可能」「十分な貯蔵容量を有している」等の表現を用いていることから、本申請においても「当面の間貯蔵が可能」とする。 なお参考として、図については女川2号運転開始より40年が経過する時期を明示し、適正化を図った。 | O2DS-1-1:42~44 O2DS-4-2:13, 16~18 | 2023/8/29 | |
| 35 | 2023/10/10 | O2DS-7-3 | まとめ資料_添付書類五 (本文)比較表 | 10 | 「第1図 原子力関係組織」の変更がないにも関わらず、1. 組織(1頁目)を変更している理由について、本体審査時の記載を確認の上、説明すること。 | 1. 組織については、本変更に係る部署を記載する。(本体審査時も土木建築部が係ることから同様の記載) | — | 2023/10/30 | |
| 36 | 2023/10/10 | O2DS-7-4 | まとめ資料_添付書類五 (補足)比較表 | 6 | e. 運転及び保守の業務に関する記載のうち、“緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)”及び“技術系社員(以下「技術者」という。)”の読み替えについて、有毒ガス(2022年6月1日許可)から記載が追加されている理由を説明すること。 | 有毒ガスではまとめ資料の本文と補足説明資料が合本されており、読み替えは本文側で行っていた。 | O2DS-7-4:6 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-----|--|--|--|------------|----|
| 37 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会における指摘事 項に対する回答 | — | 技術的能力に関するまとめ資料については, 1.4, 1.8, 1.14及び1.15が提出されているが, それ以外の逐 条資料の提出可否について考え方を説明すること。 | 技術的能力の主要な変更箇所である1.14, 1.15, およ び申請時から方針変更した第3直流電源設備用250V 代替蓄電池設置に伴う変更箇所だけではなく, 原子 炉設置変更許可申請書で提出した全ての変更箇所に ついて, ヒアリング資料として提出する。 | O2DS-3-2 | 2023/10/30 | |
| 38 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会における指摘事 項に対する回答 | 3 | 審査会合指摘事項は基準適合性の説明を求めるも の。 3頁目の内容では正面からの回答になっていないた め, 記載を検討すること。 | 基準適合性の説明となるよう記載を見直した。 | O2DS-1-2:3 | 2023/10/30 | |
| 39 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会における指摘事 項に対する回答 | 4 | 125V, 250Vそれぞれの蓄電池容量について, 第2系 統と第3系統の差異の妥当性を説明する資料を追加 すること。 | SA2系統目とSA3系統目の蓄電池容量が異なる理由 について, 補足説明資料の125V及び250V系統それ ぞれの容量根拠に追記した。 | O2DS-2-2:57-6-7, 57-6-8,57-6-15, 57-6-16 O2DS-2-4: 133,134,141,142 | 2023/10/30 | |
| 40 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会における指摘事 項に対する回答 | 12 | 遮蔽設計区分に関する説明を補足説明資料に追加 すること。 | 遮蔽設計区分に関する説明を補足説明資料に追加し た。 | O2DS-2-2:57-5-13 'O2DS-2-4:126 | 2023/10/30 | |
| 41 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会における指摘事 項に対する回答 | 4 | 第3電源の充電器への供給を手順として整備する一 方で, 充電器を自主対策設備とする理由を記載する こと。 | 補足説明資料に充電器を自主対策設備とする理由を 記載した。 | O2DS-2-2:57-7-3-2~ 57-7-3-5 O2DS-2-4:157~159 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|--|-------|---|--|---|------------|----|
| 42 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会合における指摘事 項に対する回答 | 12 | 設置エリア①及び②との差異も含めて、③を非管理 区域にする明確な理由を記載すること。 | 非管理区域に変更する理由を明確化し、変更前後の 内容がわかるように追記した。また、補足説明資料に も記載を追加した。 | O2DS-1-2:12 O2DS-2-2:57-5-13 O2DS-2-4:126 | 2023/10/30 | |
| 43 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会合における指摘事 項に対する回答 | 19 | 概略系統図における250V充電器下流の配線用遮断 器について、中央制御室から遠隔にて操作可能であ ることを示すこと。 | 概略系統図の操作順序の凡例に「中央制御室から操 作可能」と追記し、操作する遮断器が中央制御室から 操作可能であることを明確化した。 | O2DS-1-2:18, 19 | 2023/10/30 | |
| 44 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会合における指摘事 項に対する回答 | 19 | 第3電源は信頼性向上のために設置するものであり、 手順使用上の前提条件がないものとして説明してい ることに対して、「枯渇」という記載が限定的な表現に なっていることから、記載の妥当性を検討すること。 | 当該頁以外も含め「想定外の枯渇等」という表現に統 一した。 | O2DS-1-2:5,18,19 O2DS-2-2:57-7-1-2 O2DS-2-4:144 O2DS-3-1:2, 18 O2DS-3-2:1.14-10, 54 O2DS-3-3:3, 11 O2DS-3-4:14, 106 | 2023/10/30 | |
| 45 | 2023/10/10 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備 (3系統目)の設置 審査会合における指摘事 項に対する回答 | 20,21 | 「図1-7, 1-8 第3電源による対応フローチャート」につ いて、先行他社と比べると、125V代替蓄電池や第3直 流電源設備用125V代替蓄電池等を使用する手順の 優先順位がわかりにくいため、先行プラントとのフロー 及び資料O2DS-3-3のp4の差異理由を含めて、妥当 性を説明すること。 | 「図1-7, 1-8 第3電源による対応フローチャート」につ いて、交流電源の復旧を追記するなど、手順の使用 順序が明確になるよう記載を適正化した。 | O2DS-1-2:20, 21 | 2023/10/30 | |
| 46 | 2023/10/10 | O2DS-2-1 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(所内常 設直流電源設備(3系統 目)) | 5,14 | 第3電源について 三十八条:~支持性能を有する地盤上に設置する建 屋内に設置する。 四十三条:「第三十八条 重大事故等対処施設の地 盤」に基づく地盤に設置する。 と条文で記載が異なる理由を確認の上、記載内容を 検討すること。 | 既許可に合わせ、38条の記載を「地盤上に設置する 建屋内に設置する」から「地盤に設置する」変更した。 | O2DS-2-1:6 O2DS-2-2:38-1-1, 38-1-2 O2DS-2-3:70,71 O2DS-2-4:5 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|--|-----|---|--|--|------------|----|
| 47 | 2023/10/10 | O2DS-2-1 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) | 24 | 基準改正に伴い五十条(PCV過圧破損防止)にも五十二条と同様に、適合のための設計方針として、排気ラインの放射線モニタの記載を検討すること。 | 既許可(48条, 50条関連)に排気ラインの放射線モニタの記載がないことから、所内常設直流電源(3系統目)からの供給は記載しないこととする(先行審査と同様)。 | — | 2023/10/30 | |
| 48 | 2023/10/10 | O2DS-2-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | 61 | 比較元の柏崎には記載されていない「非常用交流電源(緑字)」記載の背景について差異理由欄に追記すること。 | 所内常設直流電源設備(3系統目)は、SA1系統目(所内常設蓄電式直流電源設備)とSA2系統目(常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備)との独立性とし、非常用交流電源設備を削除した。 | O2DS-2-1:30,135,215 O2DS-2-2:57-1-3 O2DS-2-3:61,132,244 O2DS-2-4:92 | 2023/10/30 | |
| 49 | 2023/10/10 | O2DS-2-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | 80 | 原子炉建屋との記載があるが原子炉建屋付属棟ではないか。確認の上、記載を検討すること。 | 本体審査時の43条適合方針では地震、津波、火災及び外部からの損傷防止に対して施設名称を記載していることからこのままとする。 | O2DS-2-1:14 O2DS-2-3:81 | 2023/10/30 | |
| 50 | 2023/10/10 | O2DS-2-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | 85 | 比較元の柏崎には「遮断器等の」に等の記載がある。女川で「等」の記載が不要である理由を差異理由欄に記載すること。 | 女川2号の所内常設直流電源設備(3系統目)の系統構成は遮断器操作のみである旨を差異理由に記載した。 | O2DS-2-1:15 O2DS-2-3:86 | 2023/10/30 | |
| 51 | 2023/10/10 | O2DS-2-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | 89 | 「操作スイッチ等」の記載について、既許可ではなく柏崎に合わせた理由を、差異理由欄に記載すること。 | 既許可に合わせた記載に見直した。 | O2DS-2-1:18 O2DS-2-2:43-1-7 O2DS-2-3:90 O2DS-2-4:76 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|--|-----|---|--|---|------------|----|
| 52 | 2023/10/10 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | 10 | 地下水低下設備に関する記載について、本体審査資料でも同様に記載されていたか確認し、記載の必要性について検討すること。 | 本体審査資料でも同様に記載されていることを確認したが、新たに建屋を設置するわけではなく、既存建屋内に所内常設直流電源設備(3系統目)を設置し、地下水低下設備の変更もないことから既許可に影響を与えるものではないと判断し、地下水低下設備に関する記載を削除する。 | O2DS-2-2:39-3-2 O2DS-2-4:10 | 2023/10/30 | |
| 53 | 2023/10/10 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | 54 | 柏崎は火災感知器について、具体的な室温と作動値を記載している。同様の記載が可能か検討すること。 | 柏崎の記載に合わせ、室温(最大40℃)と作動値(70℃)を記載した。 | O2DS-2-2:41-2-14 O2DS-2-4:54 | 2023/10/30 | |
| 54 | 2023/10/10 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | 58 | 消火用水の最大放水量の確保について、柏崎は実際に確保する容量を記載している。同様の記載が可能か検討すること。 | 消火用水について、柏崎同様に必要水量に対し、実際に確保する水量を記載した。 | O2DS-2-2:41-2-18 O2DS-2-4:58 | 2023/10/30 | |
| 55 | 2023/10/10 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | 69 | 柏崎の審査資料における第3電源設置に伴う火災防護対策の概要図について、女川の審査資料にない理由を確認の上、記載を検討すること。 | 第3電源設置に伴う火災防護対策の概要図を追加した。 | O2DS-2-2:41-2-32 O2DS-2-4:69 | 2023/10/30 | |
| 56 | 2023/10/10 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | 157 | 「第添付1-1表 個別条文における記載見直し箇所一覧」における関係性(O×)について、柏崎との差異を説明すること。 | 柏崎を参考に関係性の記載し、差異理由を見直した。 | O2DS-2-2:添付-1-2~ 添付-1-14 O2DS-2-4:164~ 174,178,179 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|--------|---|--|---|------------|----|
| 57 | 2023/10/10 | O2DS-3-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)比較表 | — | 第3電源は信頼性向上のために設置するものであり、手順使用上の前提条件がないものとして説明していることに対して、「枯渇」という記載が限定的な表現になっていることから、記載の妥当性を検討すること。 | 所内常設直流電源設備(3系統目)による給電手順の記載について、125V代替蓄電池又は250V蓄電池の“想定外の枯渇等により給電が見込めない場合”に記載を修正した。 | O2DS-3-3:3, 11 | 2023/10/30 | |
| 58 | 2023/10/10 | O2DS-3-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)比較表 | 10, 11 | 「第5.1-2表 重大事故等対策における操作の成立性」における「所内常設直流電源設備(3系統目)による給電」の記載について、先行との差異理由の記載を充実させること。また同様に、「第5.1-4 大規模損壊発生時の対応操作一覧」における「所内常設直流電源設備(3系統目)による給電」の記載について、先行との差異理由の記載を充実させること。 | 差異理由について、先行電力における所内常設直流電源設備(3系統目)を使用する際の優先順位及び負荷切離しの要否等を踏まえ、記載内容の充実化を図った。 | O2DS-3-3 | 2023/10/30 | |
| 59 | 2023/10/10 | O2DS-3-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)比較表 | 12 | 「所内常設直流電源設備(3系統目)」の用語の使い分けに関して、充電器の位置付けを含めて確認すること。 | “機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順”の表において、手順内容の変更を行う1.14以外の逐条では、所内常設直流電源設備(3系統目)、と系統名称で記載をしている。この系統名称のうち、具体的に手順で使用する設備については、技術的能力1.14にて整備するものとして、本体適合性審査と同様に整理しており、本表における“所内常設直流電源設備(3系統目)には充電器を含めていない。 | — | 2023/10/30 | |
| 60 | 2023/10/10 | O2DS-3-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞比較表 | 58 | 「・・・、24時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。」とあるが、「24時間にわたり」の表現が適切かどうか確認すること。(先行では、24時間以上・・と記載されているため) | 設置許可基準規則57条の解釈の記載である「24時間にわたり・・・」と同様の表現にしている。(本体許可と同様の整理) なお、容量の設定根拠に係る記載については、先行他社及び当社資料間での整合を図る観点から、「24時間以上」に修正する。 | O2DS-2-2:57-6-2, 57-6-10 O2DS-2-4:128,136 | 2023/10/30 | |
| 61 | 2023/10/10 | O2DS-3-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞比較表 | 63, 64 | 第3電源における充電器の位置づけを踏まえ、可搬型代替直流電源設備からの給電手順と差異理由の記載を整理すること。 | 第3直流電源設備用代替充電器は重大事故等対処設備ではないため、可搬型代替直流電源設備から給電する際は、125V代替充電器及び250V充電器による給電に切り替えると記載を見直した。 | O2DS-3-2:1.2-8, 1.14-35 O2DS-3-4:63 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-----|--|--|--------------------------|------------|----|
| 62 | 2023/10/10 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装 置の固化材変更等 審査会における指摘事 項に対する回答 | 4 | 変更理由の考え方が再整理前後で変わっていないの であれば、重複する記載を削除する等、資料の構成 について見直しを図ること。 | 変更理由の考え方について重複した記載を削除し、 資料の構成について適正化した。 | O2DS-1-3:4 | 2023/10/30 | |
| 63 | 2023/10/10 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装 置の固化材変更等 審査会における指摘事 項に対する回答 | 4 | 変更理由の補正案について、先行例(柏崎刈羽1~7 号 固体廃棄物処理系の固化装置の変更)の記載も 参照し、変更理由を明確化すること。 | 先行例(柏崎刈羽1~7号 固体廃棄物処理系の固化 装置の変更)における変更理由の記載を踏まえ、変 更理由の補正案について修正した。 | O2DS-1-3:4 | 2023/10/30 | |
| 64 | 2023/10/10 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装 置の固化材変更等 審査会における指摘事 項に対する回答 | 4 | 「浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスを削除」につ いて、廃棄物処理系全体として見た場合の変更内容 を念頭に置いた上で、変更理由としての記載表現を 適正化すること。 | 先行例(柏崎刈羽1~7号 固体廃棄物処理系の固化 装置の変更)における記載も参考にし、適切な記載表 現に見直した。 | O2DS-1-3:3 | 2023/10/30 | |
| 65 | 2023/10/10 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装 置の固化材変更等 審査会における指摘事 項に対する回答 | 4 | 変更理由の補正案について、これまでの実績を踏ま えて適切か確認すること。 | 先行例(柏崎刈羽1~7号 固体廃棄物処理系の固化 装置の変更)における変更の理由の記載を踏まえ、 変更理由の補正案について修正した。 | O2DS-1-3:4 | 2023/10/30 | |
| 66 | 2023/10/10 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装 置の固化材変更等 審査会における指摘事 項に対する回答 | 7 | 「表2-1 変更内容及び変更理由」のうち変更理由③に ついて、変更する事実しか書かれていないため、既許 可からの変更内容が分かるように記載を適正化する こと。 | 使用済粉末樹脂等について、変更前後の処理方法と 今後の固化処理設備の設置方針について明記し、変 更内容の全体像が分かるよう記載を適正化した。 | O2DS-4-2:1 O2DS-4-2:3 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-----------|--|--|-----------------------------------|------------|----|
| 67 | 2023/10/10 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装 置の固化材変更等 審査会における指摘事 項に対する回答 | 7 | 「表2-1 変更内容及び変更理由」のうち変更理由③に おける「当面は」という表現について、記載要否を再検 討するとともに、記載するのであればより具体化した 記載とすること。 | 当該の表現については削除しても説明上支障はない ことから、記載を削除した。 | O2DS-4-2:1 O2DS-4-2:3 | 2023/10/30 | |
| 68 | 2023/10/10 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(固体廃 棄物処理系固化装置の固 化材変更等)比較表 | 8 | 差異理由における「設備構成の相違」の具体的な記 載について、先行例との系統構成の違いが分かるよ うに記載を具体化すること。 | 先行例との系統構成の違いが分かるよう、差異理由 欄における記載について補足説明を追記した。 | O2DS-4-3:8, 48 | 2023/10/30 | |
| 69 | 2023/10/10 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(固体廃 棄物処理系固化装置の固 化材変更等)比較表 | 12~ | 設置許可基準規則の条文にある主語「安全施設」, 「設計基準対象施設」に対し、適合のための設計方針 に記載している主語は適切か、先行審査(東海第二 圧縮減容装置の設置)の記載も踏まえて再確認する こと。 | 先行例(東海第二 圧縮減容装置の設置)における適 合のための設計方針の記載を参考に、適合性を示す べき範囲を再確認し、設計方針の記載について適正 化した。 | O2DS-4-1:15~25 O2DS-4-3:12~40 | 2023/10/30 | |
| 70 | 2023/10/10 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(固体廃 棄物処理系固化装置の固 化材変更等)比較表 | 35~ 37 | 二十七条の適合のための設計方針の記載について、 今回の変更に伴い使用を取り止める配管等の処置に ついてはなお書きで記載されているが、文章構成が 適切か再整理した上で、適正化を図ること。 | 設置許可基準規則第二十七条第1項第二号に対する 適合性を示す必要がある設備としては、セメント固化 式固化装置及び移送配管があり、これらについての 設計方針を独立して記載する観点から、なお書きを削 除し、文章構成を適正化した。 | O2DS-4-1:21, 22 O2DS-4-3:35~37 | 2023/10/30 | |
| 71 | 2023/10/10 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(固体廃 棄物処理系固化装置の固 化材変更等)比較表 | 37 | 第二十七条第1項第三号の適合のための設計方針に おける「放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計」 について、補足説明資料に具体的な説明を追加する こと。 | 放射性物質の散逸防止対策について、説明資料を追 加した。 | O2DS-4-2:添付6 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-----|--|--|--|------------|----|
| 72 | 2023/10/10 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 38 | 二十八条の適合のための設計方針について、既許可にある「放射性固体廃棄物を貯蔵する貯蔵槽類の容量は」を削除した理由について説明すること。 | 以下の観点より、既許可の設計方針の記載を踏まえた内容に見直しを図った。 ・本変更においては、固化材変更に伴いドラム缶発生量が増加し、また使用済粉末樹脂等は浄化系沈降分離槽での貯蔵のみとなる。 ・したがって、本変更により固体廃棄物貯蔵所と浄化系沈降分離槽の貯蔵容量に影響するため、これらの貯蔵施設について十分な貯蔵容量を担保するための設計方針を示す必要がある。 ・本変更による上記の影響について評価したところ、これらの貯蔵施設については既許可の貯蔵容量で十分貯蔵または貯蔵保管できることから、貯蔵施設自体の設計を変更するものではないが、改めてその設計方針を示した。 | O2DS-4-1:23 O2DS-4-3:38 | 2023/10/30 | |
| 73 | 2023/10/10 | O2DS-4-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)＜補足説明資料＞比較表 | 全般 | O2DS-1-3及びO2DS-4-3の修正箇所を踏まえて適正化を図ること。 | O2DS-1-3及びO2DS-4-3の修正箇所を踏まえ、全体の記載を適正化した。 | O2DS-4-2:2, 5, 6, 11, 添付1, 添付2 O2DS-4-4:4, 7, 8, 13 | 2023/10/30 | |
| 74 | 2023/10/30 | O2DS-2-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | 91 | (b) 系統の切替性(第1項 第四号) 「通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある所内常設直流電源設備(3系統目)は、速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な遮断器等を設ける設計とする。」とあるが、ここで遮断機に「等」を付ける理由について、説明すること。 | 所内常設直流電源設備(3系統目)の系統切替に必要な機器は遮断器のみであるため、等を削除した。 | O2DS-2-1:19,147 O2DS-2-2:43-1-7 O2DS-2-3:91,254 O2DS-2-4:76 | 2023/12/19 | |
| 75 | 2023/10/30 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))＜補足説明資料＞比較表 | 10 | 地下水低下設備に関する記載は第3電源を設置する原子炉建屋の基準適合の前提となっていることから、必要性について再度確認し、説明すること。 | 「添付書類八 1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (12)」にて、重大事故等対処施設は地下水位の影響を考慮する旨が記載されているため、本内容を「補足説明資料 39-3 設備分類及び設計方針について」に記載する。 | O2DS-2-2:39-3-2 O2DS-2-4:10 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|--|-------|---|---|----------------------------------|------------|----|
| 76 | 2023/10/30 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | 99 | 「直流負荷のうち最も評価が厳しい設備として、負荷の許容最低電圧90Vを満足させるように設計する」とあるが、許容最低電圧の設定の考え方を説明すること。 | 使用する直流負荷それぞれの許容最低電圧の中で最も高い電圧値を、女川2号の許容最低電圧値90Vとして設定している。 上記を設計の差異理由として記載した。 | O2DS-2-4:99 | 2023/12/19 | |
| 77 | 2023/10/30 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉所内常設直流電源設備(3系統目)の設置審査会における指摘事項に対する回答 | 12 | 遮蔽区分変更(②エリアのF⇒C)の理由の詳細について説明すること。 | ②エリアの遮蔽区分について、当該エリアのプラスチック固化式固化装置が撤去され線源がなくなること及び充電器設置に伴い日常点検での立入りが必要となることを踏まえ、管理区域内での遮蔽設計区分変更(F⇒C)を行う旨説明を追記した。 | O2DS-2-2:57-5-13 O2DS-2-4:126 | 2023/12/19 | |
| 78 | 2023/10/30 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉所内常設直流電源設備(3系統目)の設置審査会における指摘事項に対する回答 | 12 | 第3電源と固化設備(O2DS-4-2の11頁)の位置関係について、建屋の断面を示し説明すること。 | 第3電源と固化設備の位置関係、追加する床、天井を示す建屋断面のイメージ図を追加した。 | O2DS-2-2:57-5-14 O2DS-2-4:126 | 2023/12/19 | |
| 79 | 2023/10/30 | O2DS-1-2 | 女川原子力発電所2号炉所内常設直流電源設備(3系統目)の設置審査会における指摘事項に対する回答 | 20,21 | 図1-7,図1-8 所内常設直流電源設備(3系統目)による対応フローチャートについて、技術的能力1.14の手順に反映する範囲及び判断基準に係る注釈、並びに申請書本文及び添付書類等の記載も含めて、先行審査実績との相違点を明確にした上で、差異理由を説明すること。 | 図1-7の125V系統フロー図について、所内常設直流電源設備(3系統目)による給電を行う際に、先行電力では「3系統目の電源設備の使用可否の判断」の記載があるが、女川も蓄電池電圧を確認することで使用可否を判断することとしており、運用の差異はない。また、先行電力には「経過時間によらず、蓄電池を切り替える」の注釈があるが、女川の技術的能力1.14のフロー図には同じ記載があり、こちらも同様の運用である。 次に、図1-8の250V系統フロー図は、重大事故等対処設備である直流駆動低圧注水ポンプの電源が250V系統であるため、女川独自の記載である。 | O2DS-3-4:211 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-----|---|---|-----------------|------------|----|
| 80 | 2023/10/30 | O2DS-3-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)比較表 | 11 | 第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要(14/19)のうち、「代替直流電源設備による給電」の対応手段の記載について、可搬型代替直流電源設備の使用判断に関する差異理由を説明すること。 | 第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要(14/19)について、先行電力との差異理由を修正した。また、同表の代替直流電源設備による給電のうち、“125V代替蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合”における所内常設直流電源設備(3系統目)の使用判断については、技術的能力1.14にて具体的に記載していること及び先行電力に合わせ、記載を削除した。 | O2DS-3-3:11, 42 | 2023/12/19 | |
| 81 | 2023/10/30 | O2DS-3-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞比較表 | 59 | 所内常設直流電源設備(3系統目)による給電の「(a)手順着手の判断基準」等について、「記載表現の相違」でないにもかかわらず、「記載表現の相違」として差異理由を説明しているが、先行審査実績との相違点を明確にした上で、差異理由を説明すること。 | 柏崎は、SA2系統目が可搬型の電源車であり蓄電池を含まないことから、SA1系統目であるAM用直流125V蓄電池からSA3系統目の蓄電池に切り替える。女川はSA1系統目である所内常設蓄電式直流電源設備及びSA2系統目のうち125V代替蓄電池が使用できない場合にSA3系統目の蓄電池に切り替えることから、差異理由を「記載表現の相違」から「運用の相違」に修正し記載を見直した。 | O2DS-3-4:58～60 | 2023/12/19 | |
| 82 | 2023/10/30 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等審査会における指摘事項に対する回答 | 4 | 変更理由について、申請書の内容と整合するよう記載を再検討すること。(固化材変更だけでなく、設備の変更と伴うため) | 本変更内容に整合するよう、変更の理由の修正案について見直しを図った。 | O2DS-1-3:4 | 2023/12/19 | |
| 83 | 2023/10/30 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等審査会における指摘事項に対する回答 | 4 | 「また、固化装置について1号炉との共用を取り止める」について、単に「固化装置」と記載した場合、セメント固化式固化装置(1号炉及び2号炉共用)との識別ができないと考えられるため、記載を再検討の上で説明すること。 | 本変更内容に整合するよう、変更の理由の修正案について見直しを図った。 | O2DS-1-3:4 | 2023/12/19 | |
| 84 | 2023/10/30 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等審査会における指摘事項に対する回答 | 4 | 条文適合性について、先行例(東海第二 圧縮減容装置の設置)と比較して本申請としての考え方を説明すること。 | 東海第二における圧縮減容装置の設置の例を比較対象とし、本申請における適合のための設計方針の考え方について整理した。 | O2DS-4-3:別添資料 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-----|--|--|---------------|------------|----|
| 85 | 2023/10/30 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(固体廃 棄物処理系固化装置の固 化材変更等)比較表 | 38 | 28条第1項第二号の「汚染が広がらないものとする」 に対する設計方針について、該当有無を再整理し説 明すること。 | <p>28条第1項第二号の「汚染が広がらないものとする」とは、技術基準規則第40条解釈において「ドラム缶に詰める等汚染拡大防止措置を講ずること」とされており、固体状の放射性廃棄物を貯蔵する際にはドラム缶に詰める等汚染拡大防止措置を講ずることを要求している。</p> <p>本変更前後においてこの設計方針に変更はないことから、本申請の設計方針としての記載は不要と判断した。</p> <p>なお、28条の適合への設計方針は以下のとおり整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本変更においては、固化材変更に伴いドラム缶発生量が増加し、また使用済粉末樹脂等は浄化系沈降分離槽での貯蔵のみとなる。 ・したがって、本変更により固体廃棄物貯蔵所と浄化系沈降分離槽の貯蔵容量に影響するため、これらの貯蔵施設について十分な貯蔵容量を担保するための設計方針を示す必要がある。 ・本変更による上記の影響について評価したところ、これらの貯蔵施設については既許可の貯蔵容量で十分貯蔵または貯蔵保管できることから、貯蔵施設自体の設計(貯蔵容量)を変更するものではないが、改めてその設計方針(貯蔵容量)を示した。 | — | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|--|------------|---|---|-----------------|------------|----|
| 86 | 2023/10/30 | O2DS-1-3 | 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装 置の固化材変更等 審査会合における指摘事 項に対する回答 | 11 | 変更前の散逸防止対策について確認すること。 また、変更後の散逸防止対策について、換気により負 圧にして散逸防止を行っているのであれば詳細を説 明すること。 | 変更前のプラスチック固化式固化装置について、ドラ ム缶への混練物投入時の散逸防止対策として、混合 槽下部フードを設置している。 ドラム缶へ混練物を投入する際には、ドラム缶と混 合槽下部フードと接続するとともに、混合槽下部フード は換気空調系に接続し、ドラム缶内を排気すること により散逸を防止する設計としている。 セメント固化式固化装置への変更後について、ドラム 缶への廃棄物等の投入時及び混練時の散逸防止対 策として、飛散防止フード及びスプラッシュガードを設 置する。 ドラム缶へ廃棄物等を投入し、混練する際には、ドラ ム缶と飛散防止フードまたはスプラッシュガードと接続 するとともに、飛散防止フードやスプラッシュガードは 換気空調系に接続し、ドラム缶内を排気することによ り散逸を防止する設計とする。 | O2DS-4-2: 添付6 | 2023/12/19 | |
| 87 | 2023/11/14 | O2DS-6-2 | 女川原子力発電所2号炉発電 用原子炉の設置変更(2号発電 用原子炉施設の変更)に係る実 用発電用原子炉の設置、運転 等に関する規則第3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する 核燃料物質の取得計画の記載 誤りについて | — | 添付書類四における記載の誤りについて、補正時に 適正に修正すること。 | 添付書類四における記載の誤りについて、補正時に 適正に修正する。 | — | 2023/12/19 | |
| 88 | 2023/12/19 | — | — | — | 特重の許可(耐圧強化ベント系の廃止)を踏まえた申 請書の在り方について整理し説明すること。 | 耐圧強化ベント系の廃止に関する記載は、特重情報 の取り扱いを考慮し、第3電源の申請書には反映しな い。 また、特重と第3電源の許可手続きにおける工事完 了は同じ時期(2026年12月)であり、内容的にも相反 するものではないことから、本申請に前申請(特重) の内容を反映せずとも、各々の許可内容に影響はな い。 | — | 2024/2/2 | |
| 89 | 2023/12/19 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(所内常 設直流電源設備(3系統 目))<補足説明資料> | 添付- 1-3 | 第添付 1-1表 個別条文における記載箇所見直し一 覧 7条(不法な侵入防止)、11条(安全避難通路)につい て、第3電源を設置しても記載見直しが不要である理 由を説明すること。 また、固化設備のまとめ資料における記載内容とも合 わせること。 | 第3電源を設置しても記載見直しが不要な理由とし て、既許可申請書の設計方針のとおり設計した発電 用原子炉施設内に設定した区画に設置するものである 旨を追記した。 | O2DS-2-2: 添付1-3 | 2024/2/2 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|----------|--|--|--------------------------------|----------|----|
| 90 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-1,3,4 | 3条(地盤), 5条(地震), 6条(外部からの損傷防止)について, 東海第二の圧縮減容装置の申請において適用し, 女川の固化装置には適用しない差異理由を整理し説明すること。(女川の場合, 適用しない理由をリプレースのためとしているが, 実態としては東海第二と同じく新設に相当する。) | 東海第二の圧縮減容装置の設置における記載を再確認したうえ, 新たに設置するという観点から再整理を行った結果, 設計基準対象施設に対し要求がある3条(地盤)および5条(津波)および, 安全施設に対し要求がある6条(外部からの損傷防止)については, セメント固化式固化装置が, 安全機能を有する安全施設および設計基準対象施設に該当することから, 適用対象とした。 | O2DS-4-3: 12,13,19,20,21~23 | 2024/2/2 | |
| 91 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-5 | 8条(火災)の適合のための設計方針において, 東海第二の「火災区域が設定された固体廃棄物作業建屋に設置するとともに, 」という記載が女川にない理由を説明すること。 | セメント固化式固化装置は, 不燃性材料である金属により構成されており, 火災による安全機能への影響は考えにくいことから, 「消防法」, 「建築基準法」, 日本電気協会電気技術規程・指針に基づき, 設備に応じた火災防護対策を講じる設計とするが, 当該設備の設置箇所が既許可の火災区域である原子炉建屋に設置することから, 火災区域に対する要求事項を遵守する設計となる, 東海第二のような記載はしていない。 | O2DS-4-3:24 | 2024/2/2 | |
| 92 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-5 | 女川の「電気系統については, 必要に応じて過電流継電器等の保護装置と遮断器の組合せ等により, …」における「必要に応じて」は東海第二の記載にはない。差異理由を説明すること。 | セメント固化式固化装置は, 過電流継電器等の保護装置と遮断器の組合せ等による電気系統への対策が必要か, 詳細設計で確定するため「必要に応じ」と記載している。 なお, 女川の既許可の記載においても同様の主旨で記載している。 | O2DS-4-3:25 | 2024/2/2 | |
| 93 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-5 | 避雷設備に関する説明について, 東海第二との差異理由を説明すること。 | セメント固化式固化装置は, 既許可の避雷設備が設置された原子炉建屋に設置することから, 東海第二のような記載はしていない。 | O2DS-4-3:25 | 2024/2/2 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|----------|---|---|---------------|----------|----|
| 94 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への 適合性について(固体廃 棄物処理系固化装置の固 化材変更等)比較表 | 別添- 6 | 火災の影響軽減のための対策について、東海第二が 記載し、女川が記載しない理由を説明すること。 (火災に関しては区画で考える必要があるため、既許 可の設計方針を基本的には踏襲する。) | セメント固化式固化装置は、不燃性材料である金属に より構成されており、火災による安全機能への影響は 考えにくいことから、「消防法」、「建築基準法」、日本 電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた 火災防護対策を講じる設計としている事を明記した。 | O2DS-4-3:26 | 2024/2/2 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-------|--|---|---------------|----------|----|
| 95 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-7 | 東海第二の圧縮減容装置と同様に、今回設置するセメント固化式固化装置に対し、溢水が発生した場合にも安全機能を損なわない設計とする必要性について整理し説明すること。 | 東海第二の圧縮減容装置の設置における記載を再確認したうえで再整理を行った結果、セメント固化式固化装置は溢水防護対象設備ではないが、安全機能を有する安全施設であることから、溢水が発生した場合にも安全機能を損なわない設計とすることを明記した。 | O2DS-4-3:27 | 2024/2/2 | |
| 96 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-8 | 10条(誤操作防止)について、「運転員」の記載は中央制御室の運転員を対象としていることから、運用上支障がないか整理し説明すること。 | 東海第二の圧縮減容装置の設置における記載を再確認したうえで再整理を行った結果、セメント固化式固化装置の操作は「運転員」が適切であることから適正化を図った。 | O2DS-4-3:28 | 2024/2/2 | |
| 97 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-8 | 10条(誤操作防止)における適合のための設計方針について、女川の場合、第2項の記載がないことについて説明すること。 | 東海第二の圧縮減容装置の設置における記載を再確認したうえで再整理を行った結果、セメント固化式固化装置は安全機能を有する安全施設であることから、第2項について明記した。 | O2DS-4-3:29 | 2024/2/2 | |
| 98 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 38 | 既許可における「固体廃棄物貯蔵施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。」の記載を本申請書に記載しない理由を説明すること。 | 東海第二の圧縮減容装置の設置における記載を再確認したうえで再整理を行った結果、本申請においては既許可の貯蔵施設に対する設計方針の変更を伴うものではないことから、28条については適用対象外とした。 | — | 2024/2/2 | |
| 99 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-16 | 28条(放射性廃棄物の貯蔵施設)について、先行プラントの記載も確認した上で、申請内容を踏まえた適合のための設計方針を説明すること。 | 東海第二の圧縮減容装置の設置における記載を再確認したうえで再整理を行った結果、本申請においては既許可の貯蔵施設に対する設計方針の変更を伴うものではないことから、28条については適用対象外とした。 | — | 2024/2/2 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|------------|---------------|---|-------|---|--|----------------|----------|----|
| 100 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-11 | 12条(安全施設)第4項について、対象が安全施設であることを踏まえ東海第二の圧縮減容装置について適用しているのに対し、女川の固化設備は適用対象外とする理由について整理し説明すること。 | 東海第二の圧縮減容装置の設置における記載を再確認したうえで再整理を行った結果、セメント固化式固化装置は安全機能を有する安全施設であることから、適用対象とし、その機能の健全性を定期的な試験又は検査を行うことにより確認できる設計とすることを明記した。 | O2DS-4-3:34 | 2024/2/2 | |
| 101 | 2023/12/19 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-15 | 27条(放射性廃棄物の処理施設)における散逸防止対策について、東海第二と同様に具体的に記載し説明すること。 | 27条第1項第3号における散逸防止対策については、以下の観点から既許可を踏まえた方針とした。なお、女川のセメント固化式固化装置における具体的な散逸防止対策については、O2DS-4-3の差異理由欄に記載した。 ①東海第二の圧縮減容装置は新規設備を設置するものであることから具体的な設計方針を記載しているが、女川では既設のプラスチック固化式固化装置を撤去して新たにセメント固化式固化装置を設置するものではあるものの、散逸防止に係る設計方針については既許可から変更がないこと。 ②既設のプラスチック固化式固化装置においても、セメント固化式固化装置と同様にフード等による散逸防止対策を実施しているが、設計方針として具体的には記載していないこと。 ③セメント固化式固化装置の具体的な散逸防止対策はO2DS-4-2で説明していること。 | O2DS-4-3:41 | 2024/2/2 | |
| 102 | 2023/12/19 | O2DS-4-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞ | 添付6-2 | 図1 セメント固化式固化装置における散逸防止対策(イメージ図)における排気ブロワの先のHEPAフィルターのDFについて説明すること。 | 排気ブロワの先の廃棄物処理区域換気空調系におけるHEPAフィルターの要求性能は、DF(除染係数)ではなく捕集効率として99.97%以上としている。 | O2DS-4-2:添付6-2 | 2024/2/2 | |
| 103 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 24 | セメント固化式固化装置が、既許可で設定されている火災区域の中に設置されているのであれば、その旨を設計方針に明確にすること。 | 既許可における設計方針に則り設定された火災区域の中に、セメント固化式固化装置が設置されることから、その旨を明記した。 | O2DS-4-3:24 | | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|----------|---------------|---|-----|--|--|----------------|------|----|
| 104 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 25 | 建築基準法に基づく避雷設備の設置について、東海第二と同様の記載としない理由及び設置の実態を差異理由欄に記載すること。 | 既許可における設計方針に則り建築基準法に基づく避雷設備の設置された原子炉建屋内に、セメント固化式固化装置が設置されることから、その旨を明記した。 | O2DS-4-3:25 | | |
| 105 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 25 | 「異なる種類の感知器」の組合せの具体例を補足説明資料に記載すること。 | 補足説明資料に、「異なる種類の感知器」の組合せの具体例を明記した。 | O2DS-4-2:添付7-1 | | |
| 106 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 25 | 「(2)火災感知及び消火」の内容について、既許可の設計方針を踏襲可能か確認し、記載を検討すること。 | 既許可における設計方針に則った火災感知及び消火設備が設置された原子炉建屋内に、セメント固化式固化装置が設置されることから、既許可の設計方針の記載を踏襲した。 | O2DS-4-3:25 | | |
| 107 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 26 | 「(3)火災の影響軽減のための対策」の内容について、既許可の設計方針を踏襲可能かどうか確認し、記載を検討すること。 | 既許可における設計方針に則った火災の影響軽減のための対策が施された原子炉建屋内に、セメント固化式固化装置が設置されることから、既許可の設計方針の記載を踏襲した。 | O2DS-4-3:26 | | |
| 108 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 29 | 外部電源喪失時の対応の実態について差異理由欄に記載すること。 | 差異理由について、セメント固化式固化装置は外部電源喪失時には、先行電力におけるを踏まえ、記載内容の充実化を図った。 | O2DS-4-3:29 | | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|----------|---------------|---|-----|---|--|---|------|----|
| 109 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 33 | 条文適合における主語に関して、東海第二との考え方の相違をまとめ資料に記載すること。 | 東海第二と主語の差異について、安全上の機能別重要度分類の表における設備構成の整理を踏まえ、差異理由の充実化を図った。併せて、まとめ資料にも記載内容の充実化を図った。 | O2DS-4-3:19, 21, 24, 27, 33, 34 O2DS-4-2:6 | | |
| 110 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 36 | 12条(安全施設)第7項は、共用する場合に適用するものであり、共用を除外する場合における設計方針の記載の必要性を検討すること。 | セメント固化式固化装置は本申請により共用しない設計となるため、第7項の適合性説明要否について再整理し、当該記載を削除した。 なお、既許可で共用する設備として記載されていたプラスチック固化式固化措置に係る記載の削除については、本申請の本文の比較で明示している。 | O2DS-4-3:2, 36 | | |
| 111 | 2024/2/2 | O2DS-4-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞ | — | 固化装置を設置する2フロアにわたる火災区域・区画の補足図をまとめ資料に追加すること。 | 固化装置を設置する2フロアにわたる火災区域・区画の補足図をまとめ資料に追加した。 | O2DS-4-2:添付7-2~3 | | |
| 112 | 2024/2/2 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 39 | 27条(放射性廃棄物の処理施設)の1項2号について、共用配管等の撤去後の漏えい防止対策を記載すること。 | 27条(放射性廃棄物の処理施設)の1項2号の基本設計方針について再整理し、配管撤去後の漏えい防止対策について記載した。 | O2DS-4-1:28 O2DS-4-2:添付1-23, 添付1-34 O2DS-4-3:38 | | |
| 113 | 2024/2/2 | O2DS-4-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞ | 1 | 「プラスチック固化式固化装置(1号及び2号炉共用)(以下「プラスチック固化式固化装置」という。)の固化材は可燃物であり、新規制基準適合性審査において使用しないことを前提に火災防護対策の確認を受けている」の記載について再考すること。 | プラスチック固化式固化装置の現在の位置づけについて適切な記載に修正した。 | O2DS-4-2:1 O2DS-4-4:3 | | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
指摘事項に対する回答整理表

| No. | 指摘日 | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料等への 反映箇所 | 回答状況 | 備考 |
|-----|----------|----------------------|--|-----|---|---|---------------------------------|------|----|
| 114 | 2024/2/2 | O2DS-4-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞ | 1 | 本申請の変更内容の3点目「ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びびろ過装置から発生する廃スラッジの固化処理の取り止め」について、L1廃棄物の現状を含め取り止めに至った経緯を整理し、まとめ資料に記載すること。 | 使用済粉末樹脂等の固化処理を取り止めることとした背景について説明する資料を追加した。 | O2DS-4-2: 添付8-1 | | |
| 115 | 2024/2/7 | O2DS-4-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞ | — | 今回の変更では火災荷重が増加しないため、既許可の火災影響評価に影響がないことを補足説明資料に示すこと。 | 今回の変更で設置機器が減少することから火災荷重も減少する方向になるため既許可の火災影響評価に影響を与えないことを補足説明資料に記載した。 | O2DS-4-2: 添付7-1 | | |
| 116 | 2024/2/7 | O2DS-2-2 O2DS-4-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))＜補足説明資料＞ 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞ | — | 今回のバッテリー重量増加は全体の重量に比べ小さいため、影響はないことを根拠を含め補足説明資料に示すこと。 | 所内常設直流電源設備(3系統目)及び固化材変更等に伴い、機器重量が増加するが、原子炉建屋総重量に対する変動分は0.1%程度であり、耐震評価に影響を与えるものではない旨、各資料に追記した。 | O2DS-2-2: 39-2-1 O2DS-2-4: 8 | | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|---------------------------------|-----------|---|-----------|----|
| 1 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 3,16 | 電源容量の記載について「約」付きに修正した。 | 2023/8/23 | |
| 2 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 3,16 | 系統図の左下の「125V直流電源切替盤」について、不要な記載であったため削除した。 | 2023/8/23 | |
| 3 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 4 | 図1-2では全交流動力電源喪失発生から「8時間」で不要負荷の切離しとなっているのに対し、図1-4の操作手順の説明では、「8時間以内」の切離しとなっており、資料上、不整合があったため、「8時間以内」に見直した。同様に不整合があった「24時間以上にわたって」という記載を「24時間にわたり」に修正した。 | 2023/8/23 | |
| 4 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 6 | 第37条は本文変更なし、添八変更なしにも係らず表に記載されているのに対し、第49条と第51条については記載がなかったため、変更が無い条文を削除し、記載の統一を図った。 | 2023/8/23 | |
| 5 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 7 | 資料内で「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」とその略称の「設置許可基準規則」と二通り使われていたため、「設置許可基準規則」に統一した。 | 2023/8/23 | |
| 6 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 11 | 図1-3において原子炉建屋付属棟の範囲を明示した。 | 2023/8/23 | |
| 7 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 11 | 設置高さO.P.について、資料内の記載の統一を図るため、+の記載の削除した。 | 2023/8/23 | |
| 8 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 12,18 | 表1-4の機器名称における各蓄電池の電源区分(DB, SA1系統目, SA2系統目), 設置階層を追記した。また、表1-2との記載整合を図り、表1-4, 図1-6に「125V代替充電器」, 「250V充電器」等追記した。 | 2023/8/23 | |
| 9 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 15 | 以下の下線部を追記し適正化した。 (技術的能力1.14にて確認) | 2023/8/23 | |
| 10 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 15 | 手順等の変更内容における表の番号について修正した。 | 2023/8/23 | |
| 11 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 15 | 表1-7の「給電元として記載のある常設代替直流電設備に対して…」について「源」が抜けているため修正した。 | 2023/8/23 | |
| 12 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 16 | 図1-4の遮断器の操作を示す凡例(○:「切」⇒「入」)について修正した。 | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|--|---|---|-----------|----|
| 13 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 17 | 図1-5フローチャートにおける以下の下線部を追記し適正化した。 (125V蓄電池2A及び2Bによる給電) | 2023/8/23 | |
| 14 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 19 | 引用資料番号を追記した。 | 2023/8/23 | |
| 15 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-1:15,114 O2DS-2-2:43-1-3 | 本体申請の記載横並びによる記載を修正した。 | 2023/8/23 | |
| 16 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-1:17,18 O2DS-2-2:43-1-6 | 現場での負荷切離しがあるため、操作場所を追加した。 | 2023/8/23 | |
| 17 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-1:21 O2DS-2-2:46-1-1 | 主蒸気逃がし安全弁の電源供給元として所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を追加した。 | 2023/8/23 | |
| 18 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-1:22,27 O2DS-2-2:48-1-1,57-1-1 | 既許可と整合を図るため、文言を修正した。 | 2023/8/23 | |
| 19 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-1:28,29,109~111,183~185 O2DS-2-2:57-1-2 | 所内常設直流電源設備(3系統目)に関する位置的分散、独立性の記載について記載を適正化した。 | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|--|---------------------------------------|---|-----------|----|
| 20 | O2DS-2-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) | 74,75,128,130~ 133,136,139,141,142 | 単線結線図を削除した。 (原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備系統概要図、ガスタービン発電機からの給電、電源車からの給電、250V蓄電池からの給電及び代替所内電気設備による給電は所内常設直流電源設備(3系統目)とは直接関係しないため削除。先行の単線結線図変更の方針に合わせた。) | 2023/8/23 | |
| 21 | O2DS-2-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) | 76,77 | 第3直流電源設備用125V代替充電器は電源車を經由しての電源供給は自主的対応であるため、「充電器及び電源車より」との表現を削除した。 | 2023/8/23 | |
| 22 | O2DS-2-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) | 79の後に挿入 | 第3直流電源設備用125V代替充電器盤蓄電池電圧に関する「6.4.2.4 環境条件等」,「6.4.2.5 操作性の確保」の説明を追加した。 | 2023/8/23 | |
| 23 | O2DS-2-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) | 83 | 交流計器用の単線結線図へ修正した。 | 2023/8/23 | |
| 24 | O2DS-2-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) | 84 | 所内常設直流電源設備(3系統目)の追加設備の文字フォントを他と合わせて適正化した。 | 2023/8/23 | |
| 25 | O2DS-2-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) | 102 | 図面番号を修正した。 | 2023/8/23 | |
| 26 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 43-1-2 | 「(3)」を「3。」とし誤記修正しました。 | 2023/8/23 | |
| 27 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-2-1 | 表現の適正化(「また、」、「今回、」の余分な表現の削除) | 2023/8/23 | |
| 28 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-3-2 | 「高圧原子炉代替注水系」を「高圧代替注水系」と誤記修正しました。 | 2023/8/23 | |
| 29 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-3-3 | 表現の適正化(他の説明項目との記載あわせ) | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|---|-------------------------|--------------------------------------|-----------|----|
| 30 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-5-1 | 記載の適正化(設計基準対処設備の保管はないため削除) | 2023/8/23 | |
| 31 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-5-2 | 記載の適正化(「,」を「及び」,「更に」を「さらに」など) | 2023/8/23 | |
| 32 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-6-1 | 記載の適正化(「計装装置」を「計装設備」) | 2023/8/23 | |
| 33 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-6-2 | 表番号の修正及び記載の適正化(「480分から」を「480分以内に」など) | 2023/8/23 | |
| 34 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-7-1-1, 57-7-1-3~7 | 記載の適正化(3系統からの給電に関する注釈の適正化など) | 2023/8/23 | |
| 35 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-7-3-1 | 記載の適正化(記載整合による充電器の追記など) | 2023/8/23 | |
| 36 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-7-4.57-7-4-1.2 | 記載の適正化(略語を正式名称へ修正など) | 2023/8/23 | |
| 37 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 添付-1-7 | 記載の適正化(申請中の特定重大事故等対処施設のため,他と記載を差別化) | 2023/8/23 | |
| 38 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 添付-1-12 | 記載の適正化 | 2023/8/23 | |
| 39 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料> | 1.14-32, 178 | 既許可と整合を図るため,文言を修正した。(「切り替え」⇒「切替え」) | 2023/8/23 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|---|-----------|---|-----------|----|
| 40 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | 1.14-178 | 「(2) 所内常設直流電源設備(3系統目)の使用の優先順位」の項目について改行及びインデントを適正化した。 | 2023/8/23 | |
| 41 | O2DS-4-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更) | 24 | 記載の適正化(「定期検査」を「定期事業者検査」へ修正) | 2023/8/23 | |
| 42 | O2DS-4-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更) | 1, 6, 14 | 記載の適正化(使用済粉末樹脂等の固化処理プロセスを削除する理由を明確化) | 2023/8/23 | |
| 43 | O2DS-4-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更) | 10 | 記載の適正化(表番号を修正) | 2023/8/23 | |
| 44 | O2DS-4-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更) | 15 | 記載の適正化(「はかる」を「図る」へ修正) | 2023/8/23 | |
| 45 | O2DS-4-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更) | 16 | 記載の適正化(放射線業務従事者が放射線を受ける作業内容について明確化) | 2023/8/23 | |
| 46 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 3 | 記載の適正化(図1-1において低圧遮断器と配線用遮断器の記号が潰れて識別しにくいため修正) | 2023/8/29 | |
| 47 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 6 | 記載の適正化(「, 」を「, 」及び「」に修正) | 2023/8/29 | |
| 48 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 6 | 記載の適正化(「関連条文」を「関係条文」に修正) | 2023/8/29 | |
| 49 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 7 | 規制の適正化(発生「防災策」を発生「防止対策」に修正) | 2023/8/29 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|----------------------------|---|-----------|----|
| 50 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 7 | 記載の適正化(「要求事項」を「要求事項について」に修正) | 2023/8/29 | |
| 51 | O2DS-1-1 | 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 8 | 記載の適正化(「全域ガス消火設備では」を「全域ガス消火設備は」に修正) | 2023/8/29 | |
| 52 | O2DS-1-1 O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 9 57-2-3 | 記載の適正化(「,」を「及び」など) | 2023/8/29 | |
| 53 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 19 | 記載の適正化(注釈の記載をP5と整合を図り修正) | 2023/8/29 | |
| 54 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-4-3 | 記載の適正化(「125V蓄電池2H」を明確化) | 2023/8/29 | |
| 55 | O2DS-1-1 O2DS-4-2 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)<補足説明資料> | O2DS-1-1:41 O2DS-4-2:14 | 表のタイトルについて、「セメント固化式固化装置」による固化処理日数であることを明確化 | 2023/8/29 | |
| 56 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 33 | 引用する表中の表現に合わせて記載を適正化(「廃棄物の発生量」⇒「廃棄物の年間発生量」) | 2023/8/29 | |
| 57 | O2DS-1-1 | ・女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について | 37, 38, 39 | 確認対象外とする条文についての表記ゆれを修正(「適用対象外」「適合対象外」⇒「確認対象外」) | 2023/8/29 | |
| 58 | O2DS-4-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)<補足説明資料> | 3, 13 | 今回の変更内容を踏まえて表現を適正化(「固化装置の固化材変更前後」⇒「本変更前後」,「固化装置の固化材を「プラスチック」から「セメント」へ変更した後」⇒「本変更後」) | 2023/8/29 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|--|--|--|--|------------|----|
| 59 | O2DS-4-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞ | 5 | 第3-1図の色分けについて凡例を追加 | 2023/8/29 | |
| 60 | O2DS-7-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(原子力事業者の技術的能力)＜補足説明資料＞ | 1 | 資料中の「固化材変更」に「等」を追記した。 | 2023/10/30 | |
| 61 | O2DS-7-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(原子力事業者の技術的能力)比較表 | — | 比較対象である既許可について、有毒ガス(2022年6月1日許可)であることを明記した。 | 2023/10/30 | |
| 62 | O2DS-1-2 | ・女川原子力発電所2号炉所内常設直流電源設備(3系統目)の設置 審査会合における指摘事項に対する回答 | 2,3 | 不要なスペースを削除した。 | 2023/10/30 | |
| 63 | O2DS2-1 O2DS2-2 O2DS2-3 O2DS2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))＜補足説明資料＞ ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))＜補足説明資料＞比較表 | O2DS2-1:53~55 O2DS2-241-2-28,57-5- 4,57-7-2-1 O2DS2-3:161,163 O2DS2-4:66,113,151 | 第3直流電源設備用250V代替蓄電池を2部屋に分けて配置していることがわかるように配置図の見直した。 | 2023/10/30 | |
| 64 | O2DS-1-3 | ・女川原子力発電所2号炉固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等 審査会合における指摘事項に対する回答 | — | 審査会合資料については参考として添付していたものであるため削除した。 10/10のヒアリングにおける指摘事項は補足説明資料(O2DS-4-4)に反映した。 | 2023/10/30 | |
| 65 | O2DS-1-3 | ・女川原子力発電所2号炉固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等 審査会合における指摘事項に対する回答 | 5 | 表番号について修正した。 | 2023/10/30 | |
| 66 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))＜補足説明資料＞ | 10 | 不要な”J”を削除した。 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|--|--|---|---|------------|----|
| 67 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 61 | 比較対象と文章の高さが合っていない箇所を修正した。 | 2023/10/30 | |
| 68 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 65 | 第3直流電源設備用250V代替蓄電池の記載におけるスペースの入れ方について、他の記載と整合を図った。 | 2023/10/30 | |
| 69 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 109 | 「隔離弁うちの」→「隔離弁のうち」に記載を見直した。 | 2023/10/30 | |
| 70 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 259 | 第3直流電源設備用250V代替蓄電池の記載(組数 電圧 容量)におけるスペースの入れ方について他の記載と整合を図った。 | 2023/10/30 | |
| 71 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 91, 185 | 比較対象と文章の高さが合っていない箇所を修正した。 | 2023/10/30 | |
| 72 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:30,134,214 O2DS-2-2:57-1-2 O2DS-2-3:61,132,244 O2DS-2-4:92 | 「並びに」が連なっていることについて、文章を途中で区切り、構成を見直した。 | 2023/10/30 | |
| 73 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-3: 1,10,37,39,50,53,68,140,16 1,164,171,174,178,179,185, 186,194,197,203,207,208,2 11,214,215,218,219,224,22 5,231,232,234,235,241,246, 249,251,252,254,255,256,2 57,262, | 女川は柏崎と異なり、各項や各章の図表の変更箇所の前にリード文を入れており、表現の差異である旨もしくは記載箇所の差異である旨を追記した。 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------------------|--|--|--|------------|----|
| 74 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:41-2-10,41-2-11 O2DS-2-4:51,52 | 「(3) 竜巻(風(台風)含む。)による火災の発生防止」の項目名について、中身の文章記載のとおり、「(3) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災の発生防止」に修正した。 | 2023/10/30 | |
| 75 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:41-2-17 O2DS-2-4:57 | 消火水槽(約110m ³), 消火水タンク(約110m ³)について「, 」ではなく「及び」に適正化した。 | 2023/10/30 | |
| 76 | O2DS-3-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料>比較表 | O2DS-3-2:1.14-32 O2DS-3-4:58 | 「・・・に切替え, 」を「・・・に切り替え, 」に修正し、記載の統一を図った。 | 2023/10/30 | |
| 77 | O2DS-3-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料>比較表 | 59 | 「(a) 手順着手の判断基準」について、フォントサイズを適正化した。 | 2023/10/30 | |
| 78 | O2DS-3-1 O2DS-3-2 O2DS-3-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)比較表 | O2DS-3-1:23, 25 O2DS-3-2:1.3-14, 39 O2DS-3-3:23, 25 | インターフェイスシステムLOCA発生時の対応および耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱に対処する設備として、所内常設直流電源設備(3系統目)の記載を追記し、適正化した。 | 2023/10/30 | |
| 79 | O2DS-3-2 O2DS-3-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料>比較表 | O2DS-3-2:1.14-74, 90, 95, 100 O2DS-3-4:128, 157, 162, 168 | 250V系統図の記載を適正化した。 | 2023/10/30 | |
| 80 | O2DS-2-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-2:57-1-1 | 「125V代替蓄電池は電力の供給開始が8時間後～」を「125V代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後～」と脱字を修正した。 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|---|---|------------|----|
| 81 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-2-4,57-6-2 O2DS-2-4:95,128 | 「～含む)」を「～を含む。)」と記載を適正化した。 | 2023/10/30 | |
| 82 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-4-4 O2DS-2-4:109 | 第57-4-4図について、通常時受電する外部電源箇所を明確化し、×印を追加した。 | 2023/10/30 | |
| 83 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-6-13 O2DS-2-4:139 | 図の追加挿入に伴い、図番号を修正した。 | 2023/10/30 | |
| 84 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-7-4-2 O2DS-2-4:161 | 図番号の誤記を修正した。 | 2023/10/30 | |
| 85 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:17 O2DS-2-3:88 | 既許可及び柏崎の表現に合わせ、「想定される重大事故等時～」を「重大事故等時～」に修正した。 | 2023/10/30 | |
| 86 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:123 O2DS-2-3:232 | 「～の冒頭の記述を以下のとおり～」を「～の記述を以下のとおり～」と記載を適正化した。 | 2023/10/30 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|--|---|------------|----|
| 87 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-3:235 | 「10.2.2 設計方針」の冒頭の記述を以下のとおり変更する。」を追加した。 | 2023/10/30 | |
| 88 | O2DS-7-1 O2DS-7-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(原子力事業者の技術的能力) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(原子力事業者の技術的能力)比較表 | O2DS-7-1:17 O2DS-7-3:15 | 第3図 品質保証活動に係る文書体系(2/2)における誤記を修正した。 | 2023/10/30 | |
| 89 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-3:81 | 差異理由欄に、原子炉建屋付属棟は原子炉建屋の一部であり、建屋全体として外部等からの損傷を防止できる設計であることを記載した。 | 2023/12/19 | |
| 90 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-3:86,248 | 所内常設直流電源設備(3系統目)の系統構成は遮断器操作のみであり、他の機器も必要な場合は「等」を入れて区別していることを、差異理由欄に記載した。 | 2023/12/19 | |
| 91 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:41-2-30 O2DS-2-4:68 | 中括弧の位置を適切に修正した。また、バッテリーが二並列であることがわかるよう、 $+232 \times (0.1 \times 2,000)$ の項について、 $+(116 \times 2) \times (0.1 \times 2,000)$ と修正した。 | 2023/12/19 | |
| 92 | O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-4:95 | 「電路(第3直流電源設備用125V代替充電器, 125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1を含む。)」を「電路(第3直流電源設備用125V代替充電器, 第3直流電源設備用250V代替充電器, 125V直流主母線盤2A-1, 125V直流主母線盤2B-1及び250V直流主母線盤を含む。)」に修正した。 | 2023/12/19 | |
| 93 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-4-4,57-7-3-4 O2DS-2-4:109,158 | 第57-4-4 図 所内常設直流電源設備(3系統目)の受電元系統図に記載している電源についても他の設備と同様に色分けされた区分を明確化した。また、同様に第57-7-3-2図も修正を行った。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|--|--|--|---|------------|----|
| 94 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:6,14 O2DS-2-2:38-1-1,2,41-2-11,43-1-2 O2DS-2-3:70,71,82 O2DS-2-4:5,52,71 | 「地盤に設置する。」から「地盤上に設置する建屋内に設置する。」へ記載の見直しを行った。 | 2023/12/19 | |
| 95 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:23 O2DS-2-2:48-1-1 O2DS-2-3:109 O2DS-2-4:83 | 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備のうち、耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁の電動弁(直流)については、・・・」と記載を修正した。 | 2023/12/19 | |
| 96 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:38-2-1,57-2-5,57-5-1 O2DS-2-4:6,96,110 | 設置場所を示す場合は「原子炉建屋付属棟内」と記載を統一する。位置的分散を建屋単位として示す場合は「原子炉建屋付属棟」と記載を統一する。 | 2023/12/19 | |
| 97 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-5-13 O2DS-2-4:126 | 管理区域内から管理区域外への変更に伴う換気空調系の切り替えについて追記した。なお、非管理区域、管理区域外等の用語が混在していたことから、「管理区域内」、「管理区域外」で統一した。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|--|--|---|---|------------|----|
| 98 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-6-7 O2DS-2-4:133 | 直流駆動低圧注水系制御を切り離す理由として、全交流動力電源喪失(TBD)において直流駆動注水系制御を使用しないことを資料に記載した。 | 2023/12/19 | |
| 99 | O2DS2-1 O2DS2-2 O2DS2-3 O2DS2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:21 O2DS-2-2:46-1-1 O2DS-2-3:95 O2DS-2-4:81 | 「所内蓄電式直流電源設備」を「所内常設蓄電式直流電源設備」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 100 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:22 O2DS-2-2:47-1-1 O2DS-2-3:100 O2DS-2-4:82 | 「原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に」を「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に」へ、「直流駆動低圧注水系ポンプ」を「低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆動低圧注水系ポンプ」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|--|--|---|---|------------|----|
| 101 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:24 O2DS-2-2:50-1-1 O2DS-2-3:114 O2DS-2-4:84 | 「原子炉格納容器フィルタベント系の」を「原子炉格納容器フィルタベント系使用時の」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 102 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:26 O2DS-2-2:53-1-1 O2DS-2-3:122 O2DS-2-4:87 | 「静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、」を「静的触媒式水素再結合装置動作監視装置については、」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 103 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1:27 O2DS-2-2:54-1-1 O2DS-2-3:124 O2DS-2-4:88 | 「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量, 低線量)は、」を「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量, 低線量)については、」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|--|--|---|---|------------|----|
| 104 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1: 28,29,128,214 O2DS-2-2:57-1-1 O2DS-2-3:56,131,238 O2DS-2-4:90 | 「第3直流電源設備用125V代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、第3直流電源設備用125V代替蓄電池から電力を供給できる設計とする。第3直流電源設備用250V代替蓄電池は負荷の切離しを行わず、電力の供給開始から24時間にわたり、第3直流電源設備用250V代替蓄電池から電力を供給できる設計とする。」を「第3直流電源設備用125V代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、第3直流電源設備用250V代替蓄電池は負荷の切離しを行わず、電力の供給開始から24時間にわたり、第3直流電源設備用125V代替蓄電池及び第3直流電源設備用250V代替蓄電池から電力を供給できる設計とする。」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 105 | O2DS-2-1 O2DS-2-2 O2DS-2-3 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1: 29,30,133,219 O2DS-2-2:57-1-2 O2DS-2-3: 61,131,132,243,244 O2DS-2-4:91 | 「同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。」を「同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 106 | O2DS2-1 O2DS2-2 O2DS2-3 O2DS2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-1: 30,133,134,219,221 O2DS-2-2:57-1-2 O2DS-2-3: 61,63,132,244 O2DS-2-4:92 | 所内常設直流電源設備(3系統目)が主語であることがわかるように修正を行った。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|---|---|------------|----|
| 107 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1 P33 O2DS-2-3 P141 | 第1.1.7-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等(21/40)「所内蓄電式直流電源設備(3系統目)」を「所内常設直流電源設備(3系統目)」へ修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 108 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1 P32,36 O2DS-2-3 P140,144,145 | 第1.1.7-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等(33/40)の変更はしないものとし、変更内容を(34/40)の表に集約した。 | 2023/12/19 | |
| 109 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1: 55,62,66,72,80,109,115,1 27 O2DS-2-3: 164,174,179,186,197,219 .225,235 | 「～の冒頭の記述を～」を「～の記述を～」に修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 110 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:64 O2DS-2-3:177,178 | 既許可の記載範囲を適切に修正した。 | 2023/12/19 | |
| 111 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:88 O2DS-2-3:205 | 第5.5-2図について、可搬型代替直流電源設備のラインのみを太線とした。 | 2023/12/19 | |
| 112 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1: 105,106,153,154,156～ 169 O2DS-2-3: 216,217,262,265～ 269,273～281 | 単線結線図について、代替所内電気設備【重大事故等対処設備】部分には説明を追加する等修正を行った。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|------------------------------------|--|------------|----|
| 113 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:115 O2DS-2-3:225,226 | 9.5.2(1)a.は変更がないため、既許可と同じである旨に記載を修正した。 | 2023/12/19 | |
| 114 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:151 O2DS-2-3:256 | 記載を降順から昇順へ修正した。 | 2023/12/19 | |
| 115 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:215 O2DS-2-3:56 | 「留まる」を「とどまる」へ修正した。 | 2023/12/19 | |
| 116 | O2DS-2-1 O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)) ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | O2DS-2-1:223,224 O2DS-2-3:64,65 | 設備の記載順について、常設代替直流電源設備→所内常設直流電源設備(3系統目)の順になるよう、見直しを行った。 | 2023/12/19 | |
| 117 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:41-2-7 O2DS-2-4:48 | 第41-2-2図について、重大事故等対処設備の遮断器範囲を明確にした。 | 2023/12/19 | |
| 118 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:43-1-6 O2DS-2-4:74 | 添付書類八の表現に合わせ、「想定される」を削除した。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|---|---|------------|----|
| 119 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:41-2-7,57-4-1~3 O2DS-2-4:48,106~108 | 第41-2-2図, 第57-4-1~3図について, 460V母線が重大事故等対処設備であることがわかるよう修正を行った。 | 2023/12/19 | |
| 120 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-5-1 O2DS-2-4:110 | 「〇〇及び〇〇等」を「〇〇, 〇〇等」へ修正した。 | 2023/12/19 | |
| 121 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-6-10,13 O2DS-2-4:136,140 | 250V代替蓄電池の容量の算定は負荷の切離しを行わないことを明確化した。 | 2023/12/19 | |
| 122 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-7-3-1 O2DS-2-4:155 | 直流電源設備の設備区分の図と表の記載整合を図り, 表の注釈を修正した。 | 2023/12/19 | |
| 123 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:添付-1-2~10 O2DS-2-4:164~172 | 第添付1-1表の手順に係る記載について, DB条文は添付書類十の手順がないこと, SA条文は第添付1-2表にて技術的能力基準の記載見直し箇所を整理していることから記載を削除した。 | 2023/12/19 | |
| 124 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:添付-1-11,12 O2DS-2-4:176~177 | 第添付1-2表について, 「手順」を「追補1」へ記載の修正を行った。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|--|---|------------|----|
| 125 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-3:201 | 比較表へ変更箇所のリード文および差異理由を追記した。 | 2023/12/19 | |
| 126 | O2DS-2-2 O2DS-2-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | O2DS-2-2:57-6-2,57-6-10 O2DS-2-4:128,136 | 「交流電源及び直流電源が喪失」を「電源が喪失(全交流動力電源喪失)」へ文言を統一した。 | 2023/12/19 | |
| 127 | O2DS-2-3 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-3: 39,50,56,95,131,132,218, 229,234,250 | 比較表の差異理由を詳細化又は適正化した。 | 2023/12/19 | |
| 128 | O2DS-4-2 O2DS-4-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)<補足説明資料> ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)<補足説明資料>比較表 | O2DS-4-2:16, 17 O2DS-4-4:16, 18 | 使用済粒状樹脂及び使用済粉末樹脂等に関して、これまで固化処理実績がない理由を追記した。 | 2023/12/19 | |
| 129 | O2DS-5-1 | 女川原子力発電所2号炉発電用原子炉の設置変更(2号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る)基準への適合について | 3 | 1. 変更の工事に要する資金の額 「工事資金※」の記載について、※を削除した。 | 2023/12/19 | |
| 130 | O2DS-8-2 | 添付書類十一 比較表 | 4 | 3.3.3 設計における変更 今後の設計進捗に伴い記載の変更が発生する箇所について反映した。 | 2023/12/19 | |
| 131 | O2DS-8-2 | 添付書類十一 比較表 | 7 | 4.5.4 使用前事業者検査の実施 語句重複のため、主語を修正した。 | 2023/12/19 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|---|-----------|---|----------|----|
| 132 | O2DS-2-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))比較表 | 91 | 差異理由欄に、柏崎における遮断器「等」の記載状況を追記した。 | 2024/2/2 | |
| 133 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | 57-5-3 | 第57-5-1表 直流電源設備の設置場所における「設置高さ」について、代表的なフロア高さであることを注記した。 | 2024/2/2 | |
| 134 | O2DS-2-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料>比較表 | 10 | 所内常設直流電源設備(3系統目)が設置される重大事故等対処施設が原子炉建屋であることがわかるよう、括弧書きで追記した。 | 2024/2/2 | |
| 135 | O2DS-3-4 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料>比較表 | 211 | 第1.14-50 図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャートについて、125Vと同様に、「※2 250V蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合は、経過時間によらず、蓄電池を切り替える。」を追記した。併せて、125V側の※を※1に修正した。 | 2024/2/2 | |
| 136 | O2DS-8-2 | 添付書類十一 比較表 | 7 | 4.5.4使用前事業者検査の実施 主語を申請時記載の「使用前事業者検査」に修正し、文章を適切に修正した。 | 2024/2/2 | |
| 137 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 別添-8 | 10条(誤操作防止) 「発電用原子炉施設」について、東海第二と同様に具体的な設備名称として「セメント固化式固化装置」の記載に修正した。 | 2024/2/2 | |
| 138 | O2DS-4-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)<補足説明資料> | 11 | 「第4-3 図 セメント固化式固化装置概略系統図」の記載について適正化を図った。 | 2024/2/2 | |
| 139 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | 17 | 8条(火災)の設計方針について、17頁と別添-5で主語が異なるため、記載の適正化を図った。 | 2024/2/2 | |
| 140 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | — | 本申請における適合のための設計方針の考え方について再整理のうえ、東海第二の圧縮減容装置の設置の例を比較対象とした際の適合方針の差異について明確になるよう、資料構成を見直した。 | 2024/2/2 | |
| 141 | O2DS-4-3 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)比較表 | — | 本申請における適合のための設計方針に記載すべき内容について再整理し、見直しを図った。 | 2024/2/2 | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|---|---|---|-------|----|
| 142 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-4:46 | 水素対策について既許可と同じ対策であることを比較表に追記した。 | | |
| 143 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-2:41-2-28 O2DS-2-4:66 | 第41-2-3 図第3直流電源設備用125V 代替蓄電池及び第3直流電源設備用250V 代替蓄電池を設置する火災区域及び火災区画について、図の解像度を上げ、自動消火設備の設置対象エリアが認識できるように修正した。 | | |
| 144 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-2:41-2-32 O2DS-2-4:69 | 「第3直流電源設備用代替充電器の例」を「第3直流電源設備用125代替充電器の例」に修正した。 | | |
| 145 | O2DS-2-2 | 女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目))<補足説明資料> | O2DS-2-2:41-2-33 O2DS-2-4:69 | 所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に伴う火災防護対策の概要について、250Vの例を(第41-2-5 図)として追加した。 | | |
| 146 | O2DS-4-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等) | O2DS-4-1:15 | 「第1項及び第2項について」を削除した。 | | |
| 147 | O2DS-4-1 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等) | O2DS-4-1:17 | 「第1項及び第2項について」を削除した。 | | |
| 148 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)<補足説明資料> | O2DS-3-1:31 O2DS-3-2:1.14-59, 2.1-130 O2DS-3-3:31 O2DS-3-4:112, 113 | 第1.14-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/5)「所内常設直流電源設備(3系統目)による給電」の手順書欄について、 既許可との整合を図り、下線部を追記し適正化した。 【修正前】 非常時操作手順書(設備別) 「第3直流電源設備用125V代替蓄電池による125V直流主母線盤2A-1(2B-1)への給電」 「第3直流電源設備用250V代替蓄電池による250V直流主母線盤への給電」 【修正後】 非常時操作手順書(設備別) 「第3直流電源設備用125V代替蓄電池による125V直流主母線盤2A-1(2B-1)への給電」 非常時操作手順書(設備別) 「第3直流電源設備用250V代替蓄電池による250V直流主母線盤への給電」 | | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|---|---|---|-------|----|
| 149 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.3-66 | 第1.3-17図(2/3) (2)サポート系故障時の対応手段の選択(1/4)の判断フローについて下線部の通り適正化を行った。 【修正前】 125V代替蓄電池 枯渇 【修正後】 125V代替蓄電池 枯渇等 | | |
| 150 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.14-33 O2DS-3-4:61 | c. (b)[第3直流電源設備用 250V 代替蓄電池から 250V 直流主母線盤へ給電する場合]について、既許可との整合を図り、下線部を削除し適正化した。 【修正前】 ①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に250V 蓄電池から第3直流電源設備用 250V 代替蓄電池への切替えを指示する。 【修正後】 ①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に250V 蓄電池から第3直流電源設備用 250V 代替蓄電池への切替えを指示する。 | | |
| 151 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.14-75, 76 O2DS-3-4:131, 132 | 下線部を追記し適正化した。また、(1/2)及び(2/2)を半角に修正し既許可との整合を図った。 【修正前】 1.14-5図 非常時操作手順書(徴候ベース)[電源回復]における手順の対応フロー(1/2) 1.14-5図 非常時操作手順書(徴候ベース)[電源回復]における手順の対応フロー(2/2) 【修正後】 第1.14-5図 非常時操作手順書(徴候ベース)[電源回復]における手順の対応フロー(1/2) 第1.14-5図 非常時操作手順書(徴候ベース)[電源回復]における手順の対応フロー(2/2) | | |
| 152 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.14-100 O2DS-3-4:169 | 第1.14-29 図 可搬型代替直流電源設備(250V 系統)による給電概要図における、図中の設備名称について下線部を追記し適正化した。 【修正前】 第3直流電源設備用125V充電器 【修正後】 第3直流電源設備用125V代替充電器 | | |
| 153 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.15-417 | 第1表のうち、所内常設直流電源設備(3系統目)による給電の計器名称として、“250V直流主母線電圧”を追記した。 | | |
| 154 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.0.6-別紙 5-32, 1.0.6-別紙11-8 | 以下について、下線部の通り記載の適正化を行った。 【修正前】 RSW A 【修正後】 RSW(A) | | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|---------------|---|--------------------------------------|---|-------|----|
| 155 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.0.6-別紙5-33, 1.0.6-別紙11-9 | 以下について、下線部の通り記載の適正化を行った。 【修正前】 RSW B 【修正後】 RSW(B) | | |
| 156 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.0.6-別紙5-33, 1.0.6-別紙11-9 | 2D母線復電の操作項目について、2C側の記載内容にあわせる観点で下線部の通り適正化を行った。 【修正内容】 ●号炉間融通等による受電ができた場合は、給電設備容量に応じて設備を復旧する。 ●号炉間融通等による受電ができない場合は、G母線の受電を実施する。 | | |
| 157 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.0.6-別紙5-34 | EOP 『電源回復(PR)』操作等判断基準一覧について、“判断のための確認項目”のうち下線部を削除した。 【修正前】 ・125V直流電源電圧直流主母線盤電圧 【修正後】 ・125V直流電源電圧 | | |
| 158 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:1.0.6-別紙5-34, 1.0.6-別紙11-10 | 直流電源復旧の操作項目について、フローチャートの記載内容にあわせる観点で下線部の通り適正化を行った。 【修正内容】 ●常設直流125V 2A又は2Bが喪失している場合は、喪失した側の電源確保を実施する。 | | |
| 159 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:添付2.1.10-19 | 電源確保戦略のフローチャートについて、下線部の通り適正化を行った。 【修正前】 直流電源枯渇 【修正後】 直流電源枯渇等 | | |
| 160 | O2DS-3-2 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞ | O2DS-3-2:添付2.1-14-11 | 第3直流電源設備用125V代替蓄電池による給電の所要時間の記載について、以下の下線部を削除し適正化した。 【修正前】 15分以内(第3直流電源設備用125V代替蓄電池… 【修正後】 15分以内(第3直流電源設備用125V代替蓄電池… | | |

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
記載適正化箇所

| No. | 図書種別, 図書番号 | 図書名称 | 該当頁(修正後頁) | 適正化内容 | 完了年月日 | 備考 |
|-----|----------------------|---|----------------------------|--|-------|----|
| 161 | O2DS-3-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞比較表 | O2DS-3-4:278 | 以下の差異理由欄の記載について、下線部のとおり適正化を行った。 【修正前】 (女川は、250V蓄電池の枯渇のおそれがある場合に… 【修正後】 (女川は、250V蓄電池の想定外の枯渇等が発生した場合に… | | |
| 162 | O2DS-4-2 O2DS-4-4 | ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)＜補足説明資料＞ ・女川原子力発電所2号炉設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)＜補足説明資料＞比較表 | O2DS-4-2:21 O2DS-4-2:27 | 「第7-1表 工事計画」の項目名について下線部のとおり適正化を行った。 【修正前】 固体廃棄物処理系固化装置の固化材の変更に伴う工事 【修正後】 固体廃棄物処理系固化装置の固化材の変更等に伴う工事 | | |
| 163 | O2DS-5-1 | ・女川原子力発電所2号炉発電用原子炉の設置変更(2号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る)基準への適合について | 5 | 「工事計画」について下線部のとおり適正化を行った。 【修正前】 固体廃棄物処理系固化装置の固化材の変更に伴う工事 【修正後】 固体廃棄物処理系固化装置の固化材の変更等に伴う工事 | | |